



私はAB市で長年農業を営んでいます。数年前からわが家で生産したキャベツを「ABキャベツ」という名称で販売してきましたが、最近になってAB市の農業協同組合が上記名称と同一の商標を商品「キャベツ」について商標登録したと聞きました。私は、今後「ABキャベツ」の名称を使用することはできないのでしょうか。

(群馬県 M. N)



### 1. はじめに

「ABキャベツ」(以下、本件商標)のように地域の名称と商品の名称等で構成される文字商標は、本来、事業者等によって広く使用を欲される商標であって、一事業者が独占的に使用するにはなじまないものといえます。そのため、このような商標は商品の産地、販売地、品質等を普通に用いられる方法からなるものとして、商標法上、原則として登録は認められていません(3条1項)。

しかし、上記構成からなる商標であっても、地域ブランド保護の観点から例外的に一定の要件を具備すれば登録が認められる地域団体商標制度というものがあり、本件商標もその内容を考慮すれば同制度を利用して登録されたものと考えられます。

### 2. 地域団体商標制度とは

地域団体商標制度とは、知名度を有する地域ブランドについて、第三者がその信用に便乗することを防止・排除するために平成18年4月より導入されたものであり、平成30年1月9日現在、「京漬物」「博多人形」「南部鉄器」等、632件の商標の登録が認められて

います。

地域団体商標の登録要件は以下のとおりです(7条の2)。

#### ① 主体的要件

地域の事業協同組合・農業協同組合等の組合、商工会、商工会議所、特定非営利活動法人およびこれらに相当する外国の法人であること

#### ② 客体的要件

- (a) 上記の団体がその構成員に使用させる商標であること
- (b) 地域名称および商品・役務名称からなる文字商標であること
- (c) その商標を、商標中の地域と密接に関連する商品等に使っていること
- (d) 一定の地理的範囲で需要者の間に広く認識されていること

### 3. 質問者が本件商標を使用できるか否かについて

本件商標が既に登録されている以上、質問者が権原なく同一の商標を商品「キャベツ」に使用することは商標権侵害のおそれがあるといえます。

今回のような地域団体商標との関係において、本件商標の使用可否は以下の点に該当するかどうかによって判断

することができます。

#### ① 団体の構成員であるかどうか

質問者がAB市の農業協同組合の構成員であれば、本件商標を使用する権利を有しているため(31条の2)、使用が可能です。

また、現在、構成員でない場合であっても新たに組合に加入することにより使用が可能となります。

#### ② 先使用权を有するかどうか

質問者が本件商標の出願日前から不正競争の目的なく、商標を使用している場合には先使用权が与えられ(32条の2)、使用が可能です。

なお、この場合、通常の商標における先使用权(32条)とは異なり、出願時の周知性は必要ありません。

#### ③ その他

本件商標の登録に異議理由(43条の2)、無効理由(46条)があれば、異議申立て・無効審判により商標権を取り消し、消滅させることができます。

### 4. おわりに

本件商標が使用可能か否かの判断は、商標権侵害と直結する問題ですので、できれば専門家である弁理士にご相談されることをお勧めいたします。